別添２

新たな自動車リサイクルシステムにおける関係者の役割分担

リサイクル目標の達成
（使用済自動車リサイクル・イニシアティブ2015年 95%）

・最終処分量の極小化
・環境負荷発生の実効的効率的な防止
・使用済自動車が概ね有価で流通する状況の創出

リサイクル実施措置以外に自動車製造事業者等に求められる総括的対応

1. リサイクル・処理の実施に必要な体制整備
- ○マニフェスト等使用済自動車リサイクル・処理に係る管理システムの構築
- ○費用の収受に関わる仕組みの構築
- ○フロン・エアバッグの引取・処理システムの整備
- ○ＡＳＲリサイクル体制の整備

2. 費用に係るリスクの負担
- ○自動車ユーザーに負担を求める費用を各自動車製造事業者等が設定
- ○費用変動リスクを負う
- ○自動車製造事業者等引取品目のリサイクル・処理に係る費用の一次的負担

3. 設計・製造面での取組
- ○３Ｒに配慮した設計・製造（資源有効利用促進法）
- ○自動車製造に関する有害物質の使用削減

4. 情報提供
- ○関係者間の取組を促進する各種情報の提供

国	地方公共団体
○自動車リサイクル法（仮称）の整備 ○関連制度の見直し ○普及啓発 ○関係者の取組促進措置	○関連事業者の登録事務 ○不法投棄車の扱い ○その他リサイクルの促進及び環境負荷発生防止のための措置

リサイクル・処理に係る費用の負担

公的な資金管理主体

実際のリサイクル実施過程における役割

自動車ユーザー
1. 引取者への引渡し
2. 自動車の抹消登録等の手続きの実施
3. リサイクル等の実施確認

自動車製造事業者等
（自動車製造事業者・自動車輸入事業者）
1. フロン・エアバッグの引取り・処理
2. フロン・エアバッグの回収費用の支払い
3. ASRの引取り・リサイクル

○二輪車、四輪商用車の架装物への対応
○路上放置車の扱いについては、現行、自工会等の自動車関連団体による費用協力の制度あり

回収費用

再資源化事業者
（自動車解体事業者、シュレッダー事業者、ＡＳＲリサイクル事業者等）
登録制度の導入
1. リサイクル・処理の実施
2. 環境負荷発生の防止（自動車製造事業者等引取品目以外）
3. 管理システムへの対応
4. フロン・エアバッグの回収と自動車製造事業者等への引取要請、費用請求
5. ASRの自動車製造事業者等への引取要請

ＥＬＶ

引取者
（自動車販売事業者、自動車整備事業者、自動車解体事業者等）
登録制度の導入
1. 自動車ユーザーからの引取り
2. 料金の支払い確認
3. 再資源化事業者への引渡し
4. リサイクル・処理の実施確認
5. 抹消登録の手続きの実施
6. 管理システムへの対応

＜備考＞
- ○国は登録制度の導入に当たり関係者への十分な周知、円滑かつ確実な登録実施体制の整備、一定の準備期間等の経過措置を図る。
- ○輸出中古車の把握の観点から、永久抹消登録の義務づけ、輸出の事実の確認等について更に検討する。

ユーザーの負担する費用の対応範囲

（使用済自動車）
ＥＬＶ